

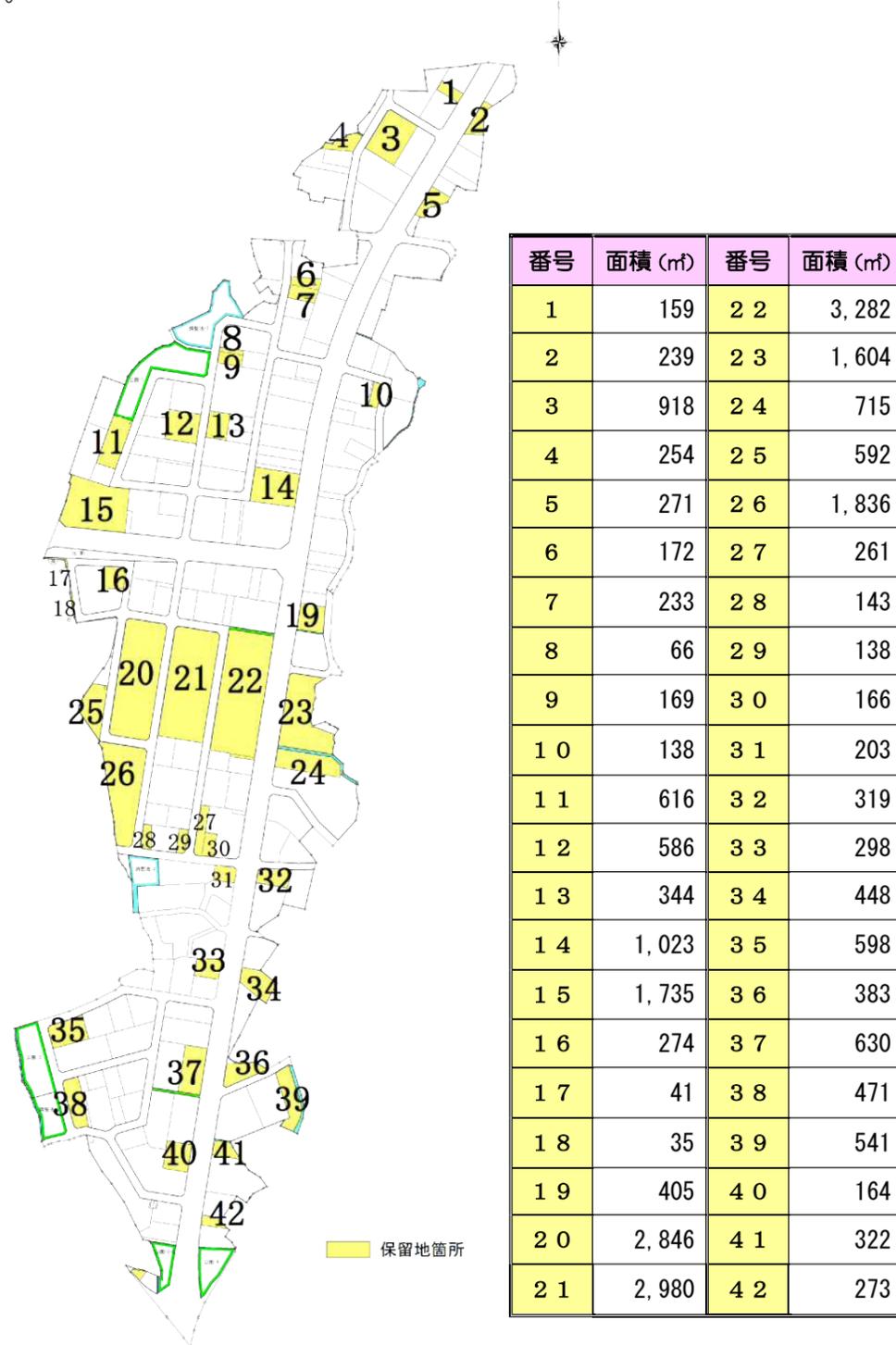


土地区画整理組合だより

～土岐市妻木南部～

● 保留地販売のご案内

保留地の位置と面積は以下のとおりです。
お知り合いで土地購入を希望される方がいらっしゃいましたら、組合役員または事務局までお知らせください。



● お問い合わせ先

ご質問・ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

岐阜県都市整備協会 土岐市妻木南部土地区画整理組合 事務局
 担当 若山、久須美 TEL (058) 274-0080
 現地事務所 (西部支所内) 担当 土井 TEL (0572) 57-5225

● 石川理事長あいさつ

春暖の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、組合事業の推進に格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。皆様のご協力のもと、組合事業は昨年度までに事業全体の約4割が完了しました。これからも引き続き、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

● 平成28年度予算

第13回総代会(平成28年3月15日開催)にて承認されました。

◇平成28年度事業費収入支出予算◇

(単位：千円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
借入金	115,800	工事費	150,000
補助金	421,200	補償費	122,000
保留地処分金	50,000	調査設計費	212,000
雑収入	0	負担金	30,000
繰越金	0	会議費	1,100
		事務所費	10,990
		償還費	56,000
		管理費	200
		雑支出	600
		予備費	4,110
合 計	587,000	合 計	587,000

● 休耕のご協力についてのお願い

すでにご案内しておりますとおり、文化財発掘調査の終わった箇所から順次工事を実施しております。

引き続き休耕のご協力をお願いいたします。

1. 区内すべての土地の耕作を休止としています。
2. 休耕に伴う補償はできませんのでご了承ください。
3. 休耕期間は3年間から4年間を目途としておりますが、場所や条件により個人差がでることありますのでご了承ください。



※休耕のお願いをしていますが、事業の経費節減のため、各自にて除草等の管理を行っていただきますようお願いいたします。

● 平成 28 年度工事予定

今年度の工事は、緑色で着色した部分を予定しています。
(緑色の内、斜線の部分は整地工事)



● 平成 28 年度文化財発掘予定

昨年度の発掘では、縄文時代や古代の竪穴住居などの大きな発見がありました。
今年度は緑色で着色した部分を本掘調査します。
(進捗や試掘により拡大することがあります。)

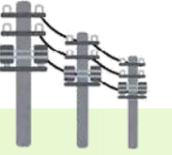


● 立木・工作物移転の取扱いについて

道路、換地、整地に支障となる立木・工作物については以下のように取り扱っておりますので、ご協力をお願いいたします。

- ①簡易的小屋・・・原則所有者により撤去、難しい場合は所有者の要望を受け組合で撤去
- ②既製品小屋・・・所有者の要望を受け組合で移設
- ③基礎付小屋・・・補償対象とする
- ④立木・・・庭木以外のものは所有者の要望を受け組合で撤去

※組合で撤去や移設を行う場合は要望書の提出をお願いいたします。



● 電柱の移設及び新設についてのお願い

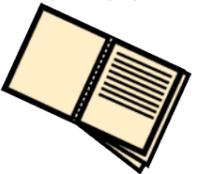
道路幅員を有効に使用するため、電柱の移設及び新設は民地内に設置するよう関係者各位にお願いしております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

● 各種証明の発行及び各種申請・届出

各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

- ❖ 仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致しなくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。**売買、賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認**の際に必要となります。



建築行為等の申請（土地区画整理法第76条第1項）

当施行地区内において、次の行為を行う場合は、市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡・ご相談ください。

- ★事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更
- ★建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築
- ★移動の容易でない物件（5トン以上）の設置もしくは堆積

以上の申請様式はホームページからダウンロードできます。



土地所有権移転の届出（定款第66条）

土地所有権の移転（売買、相続、贈与等）があった場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務局に届け出てください。

土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務局に届けを出してください。

文化財保護法に基づく届出（文化財保護法第93条）

土岐市妻木南部地区は、妻木平遺跡包蔵地にあたります。地区内で建築等を行う場合は届出が必要となりますので、**土岐市文化振興課（0572-54-1111）**へお尋ねください。

※各種証明書の発行及び各種申請・届出をされる方は、現地事務員の土井までお尋ねください。